

第7章 計画の推進方策

第1節 計画の周知と情報提供

この計画の内容は保健，医療，福祉という広範な分野に及んでいることから，地域住民をはじめ，各市町，関係機関・団体等に十分な周知を図り，計画に対する理解・協力を得るよう努めます。

大隅地域振興局のホームページをはじめとした様々な情報伝達手段を用いて，施策・制度の周知に努めるほか，統計データなど各種情報の提供に努めます。

第2節 計画の推進体制と役割

1 県

地域住民が質の高い保健医療福祉サービスが受けられるよう，保健・医療・福祉の連携を図りながら，総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として，「大隅地域保健医療福祉協議会（以下，「協議会」という。）」を設置しています。

協議会は，「曾於保健医療圏地域医療連携計画」を着実に推進するために，計画に示された施策の推進，進行管理，見直し等を行います。

また，地域医療連携体制の構築に当たっては，協議会の中に圏域内の医療関係者等で構成する「曾於地域医療連携検討チーム」や疾病・事業別にワーキンググループを設置して検討します。

このほか，地域の医療連携体制については，「地域医療構想調整会議」においても関係者の協議を進めます。

2 市町

この計画の推進に当たっては，住民に身近なところで保健・福祉サービスを提供している市町と県とが相互に連携し，一体となって施策を推進する必要があります。

3 保健医療福祉関係機関等

医療機関，医師会，歯科医師会，薬剤師会，看護協会などをはじめとする保健医療福祉関係機関・団体は，地域の保健医療福祉の推進に大きな役割を果たしています。

この計画の推進に当たっては，これらの地域の関係機関・団体の協力が得られるよう，より一層の連携・協力体制の確立を図っていきます。

4 その他

この計画に基づいて事業を実施するために，必要に応じて，市町，官公署，医療保険者，医療提供施設の開設者等に対して，保健医療に関する情報等の提供を求めていきます。